

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和4年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 工藤喜根男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
小野産業株式会社	小野千春	南秋田郡八郎潟町字 大道9番地	令和4年3月31日